

「さくらねこ無料不妊手術事業」のチケット申請における、行政枠の登録対象者および遵守事項は下記となります。以下のすべての内容をご確認・ご了承いただいたうえでお申し込みください。

1. 行政枠の登録対象者は以下となります。
  - 地方公共団体
  - 地方公共団体が運営している施設(公園等)の管理を委託されている方(指定管理者)
2. 行政枠チケットは、申請団体または団体が必要と認めた市民ボランティア団体、自治会、個人(以下、協働ボランティア)と協働して使用することができます。チケットの再配分を受けた協働ボランティアが、チケットおよびチケット使用権を譲渡、転売、第三者への再々配分等を行うことは認められません。
3. 協働ボランティアにチケットを再配分する際は、チケットの「再配分先」欄に協働ボランティア名(団体の場合は団体名)を申請団体で記名のうえ、再配分してください。「再配分先」欄を空欄のまま協働ボランティアに渡すことは禁止です。
4. 行政枠チケットは、申請団体の管轄地域内の猫にのみ使用可能です。
5. チケットを使用できる猫は「TNRを目的とした飼い主不明猫」に限られます。TNRを目的として捕獲した猫について、リターンを中止した場合(飼うことにした、保護する・里親を探すことにした等)にはその理由の如何に関わらずチケットは使用できません。すでにチケットを使用して不妊手術を実施していても、リターンを中止した場合は、使用済みチケットを協力病院から回収して未使用状態に戻し、協力病院が設定している正規の不妊手術費、その他獣医療費をチケット使用者が協力病院へ直接お支払いください。
6. チケット使用時、協力病院にて身分証(運転免許証や保険証等)を提示してください。
7. どうぶつ基金のチケットを使用してTNRを行う場合、何人からも物品や金銭を受け取らないでください。寄付金、謝礼、捕獲手間賃、人件費、不妊手術費用および不妊手術以外の医療費(ワクチンやノミ駆除薬等)、交通費の実費(公共交通機関や高速代、タクシー代、ガソリン代等も請求できません)等を名目として金品を請求することは一切禁止です。
8. 申請者および協働ボランティアが、どうぶつ基金の協力病院とチケットの使用に関して直接交渉(事前予約、医療費など)を行うことは認められません。
9. 申請者およびチケットの再配分を受けた協働ボランティアの運営するホームページ(ない場合はSNS等でも可)に、本事業について以下の定型文およびハイパーリンクを必ず掲載してください。
  - 登録行政用定型文

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR(Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印

として耳先をさくらの花びらのように V 字カットする)」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

- 協働ボランティア用定型文

「(団体名等)」は、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加している「(行政名)」と協働して TNR を行いました。

どうぶつ基金が発行する「さくらねこ TNR 無料不妊手術チケット」によって行った**不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用については、全額どうぶつ基金が負担します** (or しました)。

- リンク先

<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/>

10. 住宅密集地で TNR 活動を行う場合、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取り組みを行うよう努めます。
11. チケットは有効期間を過ぎると無効になります。申請者が責任をもって破棄します。
12. 希望通りの枚数のチケットが発行されない場合があることを理解し、異議を申し立てません。
13. 妊娠中の猫は墮胎します。
14. 申請者および協働ボランティアは、手術の結果に対してどうぶつ基金および協力病院に異議を申し立てません。また、何人に対しても、手術の結果に対する損害賠償請求を行いません。
15. 本事業を説明や紹介する際には以下の言葉を使用し、必要なときは注釈を入れます。
  - さくらねこ：不妊手術済みで耳先を桜の花びらのように V カット (さくら耳) した猫
  - さくら耳：不妊手術済みの印に耳先を桜の花びらのように V カットした耳
  - さくらねこ TNR (TNR 先行型地域猫活動)：地域猫活動等において、まず TNR を先行して繁殖を制限しながら他の問題解決に対応する方法で、TNR 先行型地域猫活動とも呼ばれている
16. 本事業中に事故などが起こった場合、申請者が自己の責任においてこれを処理・対応し、どうぶつ基金や他の事業参加者に対してその責を問いません。
17. 申請者名や活動内容が公開されることに同意します。
18. 申請者は管轄地域の野良猫の生息数や TNR 進捗状況等について調査し資料を作成すること、またその資料をどうぶつ基金の要請に応じて提出することに同意します。
19. 本事業に係る事後調査、アンケート等に応じます。
20. 本同意事項に違反した申請団体に対して、チケット発行を停止する場合があります。
21. 申請団体と協働するボランティア (個人・団体) が本同意事項に違反しているとどうぶつ基金が判断した場合、チケットの再配分を停止するよう申し入れる場合があります。申し入れが行われた場合は従ってください。

この制度は予告なく変更、終了する場合があります。